

基礎資料

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。

要件

インドネシア（平成20年度～）

（看護）インドネシアの看護師資格＋実務経験2年
（介護）「高等教育機関（3年以上）卒業＋インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」

フィリピン（平成21年度～）

（看護）フィリピンの看護師資格＋実務経験3年
（介護）「4年制大学卒業＋フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」

ベトナム（平成26年度～）

（看護）3年制又は4年制の看護課程修了＋ベトナムの看護師資格＋実務経験2年
（介護）3年制又は4年制の看護課程修了

訪日前日本語研修（12か月）

日本語能力試験
N3以上のみ

マッチング

訪日前日本語研修（6か月）

日本語能力試験
N5程度以上のみ
平成26年度受入れ～

日本語能力試験
N5程度以上のみ
平成28, 29年度受入れ

入国【特定活動】

訪日後日本語等研修（6か月）【特定活動】

訪日後日本語等研修（約2.5か月）
【特定活動】

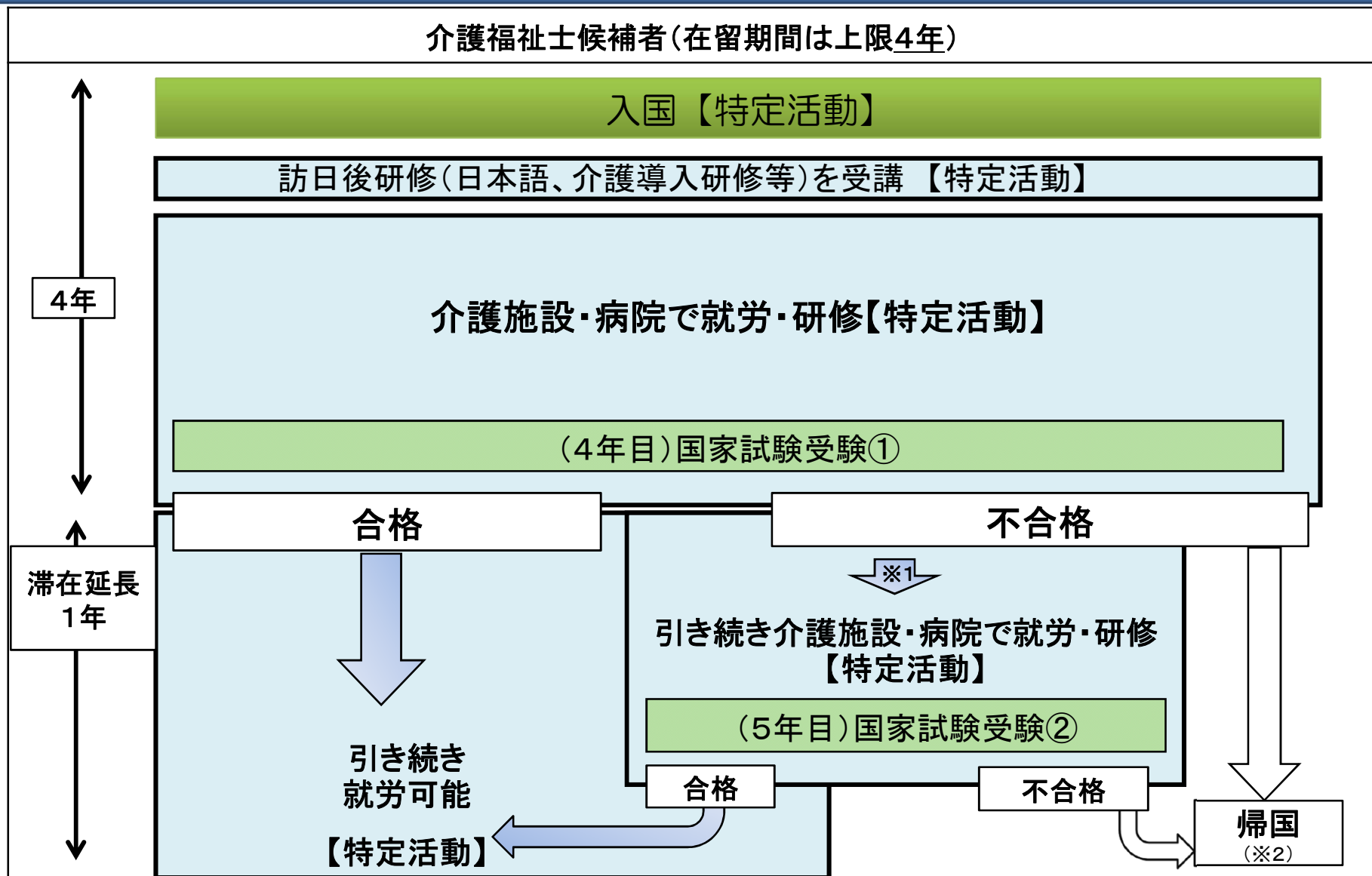
受入れ施設（病院・介護施設）で雇用契約に基づき就労・研修【特定活動】

※ 【 】内は在留資格を示す。

※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。

※ フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護:入国以降)



(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

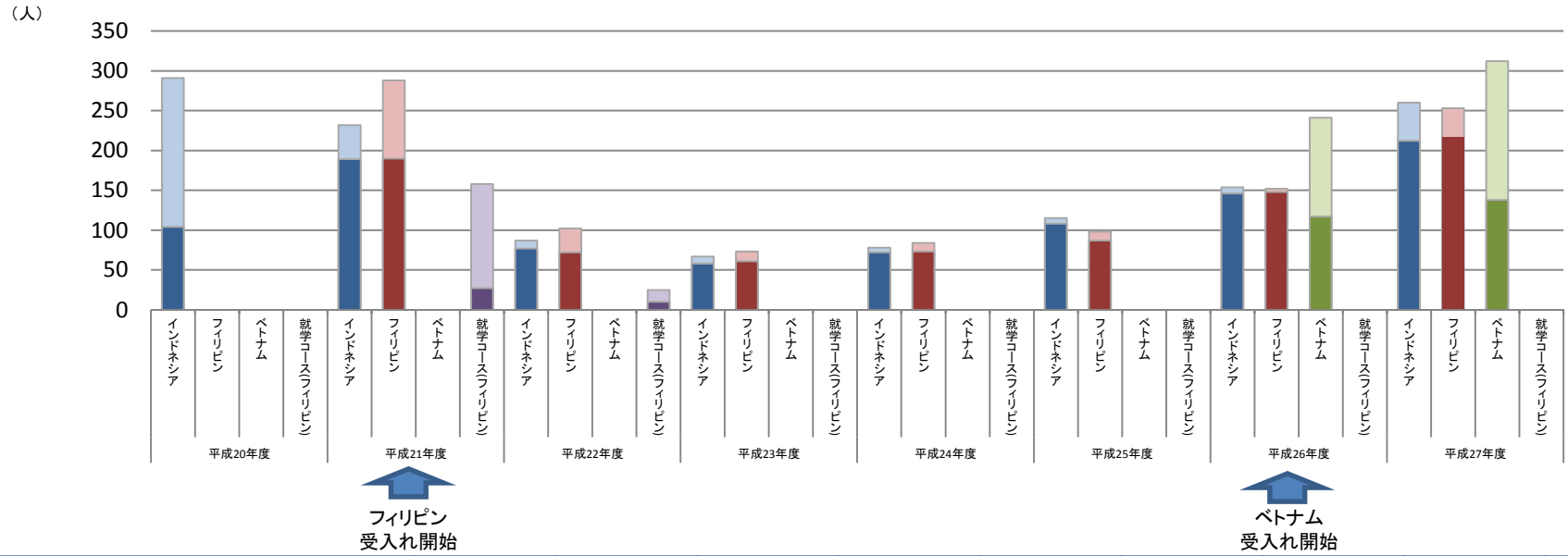
(※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

注)【 】内は在留資格を示す。

受入れ人数等の推移(介護)

○ EPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は2,000人超。

薄い色＝受入れ希望人数 濃い色＝受入れ人数



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	累計
インドネシア	受入れ希望人数	291	232	87	67	78	115	154	260	1,284
	受入れ人数	104	189	77	58	72	108	146	212	966
フィリピン	受入れ希望人数	-	288	102	73	84	98	152	253	1,050
	受入れ人数	-	190	72	61	73	87	147	218	848
ベトナム	受入れ希望人数	-	-	-	-	-	-	241	312	553
	受入れ人数	-	-	-	-	-	-	117	138	255
受入れ希望人数合計		291	520	189	140	162	213	547	825	2,887
受入れ人数合計		104	379	149	119	145	195	410	568	2,069
就学コース受入れ希望人数(フィリピン)		-	158	25	-	-	-	-	-	183
就学コース受入れ人数(フィリピン)		-	27	10	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初の2年間で600人)。就学コースは平成23年度以降、送り出しが行われていない。

EPAによる入国者数等 (平成28年1月1日現在)

(人)

	入国者数 (※1)	候補者		資格取得者(※2)		
		就労中	雇用契約終了・ 帰国者数	合計	就労中	雇用契約終了・ 帰国者数
インドネシア	966	528	224	214	135	79
フィリピン	885	502	242	141	115	26
ベトナム	255	253	2	—	—	—
合計	2,106	1,283	468	355	250	105

※1 入国者数は、平成27年度までの受入れ実績数。

※2 資格取得者数は、平成26年度までの累積

公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS) 調べ

経済連携協定に基づく受入れに係る国家試験合格者・合格率の推移

受験年度	介護福祉士国家試験												
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計			
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
平成20年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
平成21年度	—	介護福祉士国家試験の受験資格(3年間以上の実務)を満たさないうえ、平成22年度までは受験なし						—	—	—	—	—	—
平成22年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
平成23年度	94	35	37.2%	1	1	100%	—	—	—	95	36	37.9%	
平成24年度	184	86	46.7%	138	42	30.4%	—	—	—	322	128	39.8%	
平成25年度	107	46	43.0%	108	32	29.6%	—	—	—	215	78	36.3%	
平成26年度	85	47	55.3%	89	31	34.8%	—	—	—	174	78	44.8%	
平成27年度	82	48	58.5%	79	34	43.0%	—	—	—	161	82	50.9%	

※ 合計欄の()内の数字は、日本人を含めた全体の受験者数、合格者数、合格率を表す。

看護師・介護福祉士候補者の受入れに関する政府の取組

訪日前、就労・研修中、国家試験及び試験後のあらゆる段階で政府の取組がなされている。

協定上の枠組

滞在期間（訪日～国家試験，帰国まで）：看護は3年，介護は4年

看護
看護師資格＋実務経験

介護
看護学校卒又は一定の
学歴及び介護士認定
(ベトナムは看護課程修
了のみ対象)

日本語研修等

【インドネシア及びフィリピン】
訪日後6ヶ月
【ベトナム】
訪日前12ヶ月＋訪日後2.5ヶ月

受入れ施
設で就労・
研修

国家試験

・看護師：3回
・介護福祉士：1回

- ・合格→看護師又は介護福祉士として就労（在留期間の更新回数に制限なし）
- ・不合格→帰国（再受験目的の来日は可能）

これまでの政府の取組

訪日前

現地にて，訪日前
日本語研修（6ヶ
月）を実施
（インドネシア・フィリピン）

就労・研修中

Eラーニング・通信添
削指導，模擬試験，集
合研修による国家試
験対策支援

国家試験

全ての漢字へのふ
りがな付記，病名等
への英語併記，試
験時間の延長

滞在期間の延長

平成20年度から平成
25年度までに入国し，
一定の条件を満たす候
補者に対する1年間の
滞在期間の延長

帰国者支援

慰労会，感謝状，日
本企業説明会，再受
験支援

看護師・介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

訪日前

訪日後

受入れ施設での就労・研修中

日本語研修

【訪日後日本語研修】

【看護・介護導入研修 (約10日)】

- 概要
看護師・介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する看護・介護分野の基礎研修
- 研修時間
40時間以上
- 研修科目例
〔看護〕
在宅看護、老年看護、精神看護、保健活動、医療機関と医療従事者、社会保障の理念と基本構造、社会福祉諸法の理念と施策 等
〔介護〕
介護の基本、生活支援技術(移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護) 等

- 1 受入れ施設における学習・指導経費の支援
(平成22年度～漸次拡充)
 - 候補者1人当たり
〔看護〕117千円/年 〔介護〕235千円/年
※ 日本語講師や養成校教員の受入れ、日本語学校への通学 等
 - 1病院・1施設当たり
〔看護〕461千円/年 〔介護〕80千円/年
※ 研修担当者への手当 等
- 2 「外国人看護師候補者学習支援事業」「外国人介護福祉士候補者学習支援事業」(平成22年度～、漸次拡充)
 - 国家試験過去問題の翻訳(英語・インドネシア語・ベトナム語)・学習教材の配布
 - 集合研修・模擬試験の提供
 - Eラーニング(看護)、通信添削指導(介護)の提供
 - 巡回相談、相談窓口を通じた学習指導・相談
 - 標準学習プログラムの提供(介護)
 - 帰国した候補者に対する再チャレンジ支援 等

看護師・介護福祉士国家試験の受験

全ての漢字へのふりがな付記、難解な表現の言換え、疾病名等への英語併記、試験時間の延長(看護 1.3倍 介護 1.5倍)

【平成22年度国家試験から】

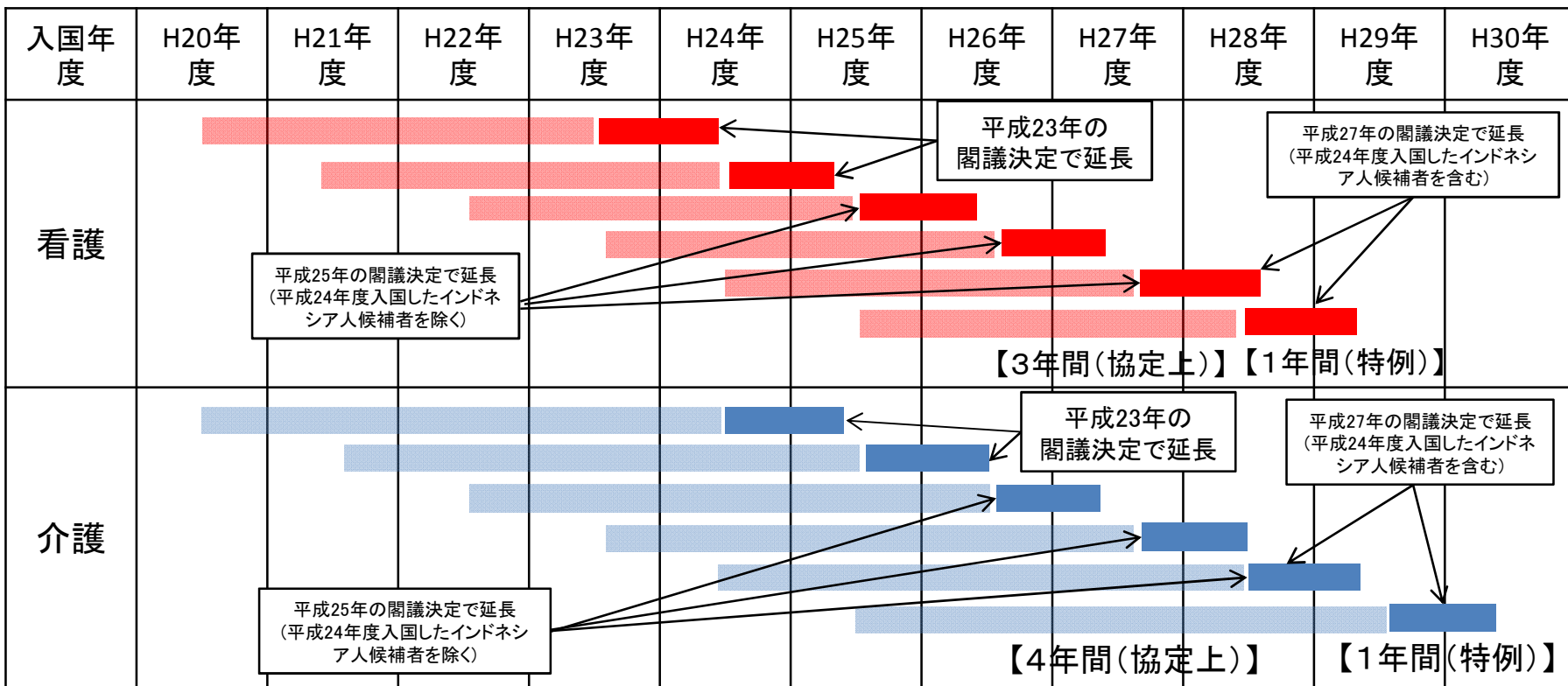
- 難解な漢字へのふりがな付記
例：脆弱 → 脆弱^{ぜいじやく} 濡らす → 濡らす^ぬ 膿 → 膿^{うみ}
- 難解な用語・表現の置換え
例：段階的に減らしていく → 少しずつ減らしていく
- 疾病名への英語併記
例：糖尿病 → 糖尿病
diabetes mellitus
- 主語・目的語等の明示、構文の工夫
- 国際的に認定されている略語・外国人名の原語等の併記
例：エリクソン → エリクソン, E. H. (Erikson, E. H.)
- 否定型設問の指示形式をできる限り肯定表現に転換 など

【平成24年度国家試験から】(EPA候補者への特例として一層の改善)

- 全ての漢字へのふりがな付記
※ ふりがな付き・ふりがな無しの試験問題の両方が配布される。
- 試験時間の延長(一般の受験生の1.3倍(看護)、1.5倍(介護))

国家試験不合格者への特例的な滞在期間の延長

○ 滞在期間延長を含む各種取組により、これまでの国家試験の看護師・介護福祉士候補者の累積合格率が上昇傾向にあること、インドネシア政府及びフィリピン政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮として、一定の条件(※)で特例的な滞在期間の延長(1年間)を認め、日本での就労・研修を継続しながらの追加的な国家試験の受験機会を提供する。



※ 滞在期間延長のための条件

- ① 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。
- ② 候補者本人から次の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。
- ③ 受入れ機関により、次の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。
- ④ 受入れ機関により、次の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。
- ⑤ 滞在期間の最終年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。